

岩手県告示第 651 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 9 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
りょうわ歯科	盛岡市材木町 6 番 2 号	平成 19 年 8 月 1 日
鈴木まなぶ歯科医院	盛岡市上田一丁目 1 番 52 号	平成 19 年 8 月 20 日
ささき歯科クリニック	岩手郡滝沢村鵜飼字狐洞 1 番地 457	平成 19 年 8 月 6 日